

令和 7年 2月 17日

発注者 各位

(公社) 須賀川市シルバー人材センター
理事長 中山 紀 男
(公印省略)

フリーランス法施行に伴う契約の見直しについて (お知らせ)

向春の候、ますますご清栄のこととお喜び申し上げます。

当シルバー人材センターの事業運営につきましては、日ごろからご支援・ご協力をいただき厚くお礼申し上げます。

さて、この度、フリーランス法の施行を踏まえて、シルバー人材センターの契約関係を見直すこととなりました。

当シルバー人材センターを通じて会員が就業機会の提供を受ける現行の契約方法では、発注者と会員との間に直接関係を生じる構造となっておりません。

このため、フリーランスに位置づけられる会員が法による保護を受け、安心・安全に就業できる環境を整備する必要があり、厚生労働省からも、シルバー人材センターの契約方法について見直すよう方針が示されました。

つきましては、シルバー人材センターをご利用される発注者の皆様におかれましては、別途リーフレットを参照のうえ、契約方法の変更についてご理解をお願いいたします。

なお、契約方法の見直し後においても、シルバー人材センターはこれまでと変わらないサービスを提供しますので、発注者の皆様には、これまでどおり安心してシルバー人材センターをご利用くださいますようお願い申し上げます。

1 経過

令和5年5月12日に、いわゆる(フリーランス法「特定受託事業者にかかる取引の適正化に関する法律」)公布されました。この法律の趣旨を踏まえ、また、フリーランス法の施行(令和6年11月1日)により、シルバー人材センターの会員に業務委託する契約について、契約方法の見直しを行う旨の指導がありました。

2 移行時期 令和7年4月1日 (令和6年12月25日第5回理事会において決定)